

【香港駐在員事務所/華南】

「深セン市の経済特区拡大について」

中国国務院の承認により、2010年7月1日より、広東省深セン市経済特別区が市内全域へ拡大されました。拡大後の経済特区面積は以前の約5倍（香港の面積の2倍弱）となる他、同じ市内でも特区内外で異なっていた基準が統一されることになりました。具体的な内容は下記の通りです。

○拡大前後の特区概要

項目	拡大前	拡大後
面積	395 km ²	1,952 km ²
エリア	計 4 区 (羅湖・福田・南山・塩田の各区)	計 8 区 (左記に宝安・竜崗・光明・坪山の各区が追加)



○特区拡大による主な変更点 (2010年7月1日～)

項目	具体的な変更点
法規等の統一	特区内で施行されていた 120 の法規の内、※101 の法規（環境保護条例、労働関係促進条例、失業保険条例、企業技術秘密保護条例他）を市内全域で適用 ※2010年6月29日付「深セン市人民代表大会常务委员会による決定」に明細揭示あり
最低賃金の統一	法定最低賃金の引上げと特区拡大により、市内全域を 1,100 人民元に統一 < 拡大前 > 特区内 1,000 人民元・・・10%の増加 特区外 900 人民元・・・22%の増加

これまで中国の改革・開放政策で先導役を果たしてきた深セン経済特区は、2010年8月26日で設立30周年を迎えました。中国政府は、低賃金・労働集約型の製造業中心の経済からの転換を目指す方針を打ち出しており、深センは隣接する国際金融都市「香港」と協力し、サービス産業の振興に注力しています。今後、特区拡大が周辺地域の経済にどのような影響を及ぼすか、注目されています。

【出所:深セン政府 HP、深セン市人力資源・社会保障局 HP、国函[2010]45 号】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載